

佐賀県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 25 年 3 月 15 日

佐賀県公安委員会委員長 内 田 健

佐賀県公安委員会規則第 1 号

佐賀県警察組織規則の一部を改正する規則

佐賀県警察組織規則（平成 6 年佐賀県公安委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（生活安全企画課） 第 10 条 略 2 生活安全企画課に、安全・安心まちづくり推進室を置く。 （1）安全・安心まちづくり推進室は、前項第 2 号及び第 3 号に掲げる事務のうち、<u>安全・安心なまちづくりの推進に関する事務</u>をつかさどる。 （2）～（4） 略 （捜査第一課） 第 15 条 略 2 略</p> <p><u>3・4 略</u> 5 <u>捜査第一課に、検視官を置く。</u> （1）<u>検視官には、警視の階級にある警察官をもって充てる。</u> （2）<u>検視官は、命を受け、第 1 項第 7 号に掲げる事務をつかさどる。</u></p> <p>別表第 1（第 38 条の 2 関係）</p>	<p>（生活安全企画課） 第 10 条 略 2 生活安全企画課に、安全・安心まちづくり推進室を置く。 （1）安全・安心まちづくり推進室は、前項第 2 号及び第 3 号に掲げる事務のうち<u>安全・安心なまちづくりの推進に関する事務並びに同項第 10 号及び第 11 号に掲げる事務</u>をつかさどる。 （2）～（4） 略 （捜査第一課） 第 15 条 略 2 略 3 <u>捜査第一課に、検視官室を置く。</u> （1）<u>検視官室は、第 1 項第 7 号に掲げる事務をつかさどる。</u> （2）<u>検視官室に、室長を置く。</u> （3）<u>室長には、警視の階級にある警察官をもって充てる。</u> （4）<u>室長は、命を受け、検視官室の事務を掌理する。</u></p> <p><u>4・5 略</u></p> <p>別表第 1（第 38 条の 2 関係）</p>

改正前		改正後	
所属警察署	名称	所属警察署	名称
佐賀県佐賀警察署	警務課 留置管理課 会計課 生活安全課 地域第一課 地域第二課 地域第三課 刑事第一課 刑事第二課 交通第一課 交通第二課 警備課	佐賀県佐賀警察署	警務課 留置管理課 会計課 生活安全課 地域課 刑事第一課 刑事第二課 交通第一課 交通第二課 警備課
佐賀県諸富警察署	警務課 会計課 生活安全・刑事課 地域課 交通課 警備課	佐賀県諸富警察署	警務課 会計課 生活安全・刑事課 地域課 交通課 警備課
佐賀県神埼警察署 佐賀県武雄警察署	警務課 留置管理課 会計課 生活安全・刑事課 地域課 交通課 警備課	佐賀県神埼警察署	
略		略	
佐賀県伊万里警察署	略	佐賀県伊万里警察署	略
佐賀県白石警察署	略	佐賀県武雄警察署	警務課 留置管理課 会計課 生活安全・刑事課 地域課 交通課 警備課
略		佐賀県白石警察署	略
		略	

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。